

仕様書

1. 業務名

i. i. imabar i! デジタルプロモーション事業業務

2. 業務目的

情報収集等の手段として利用されるインターネットへのアクセス機器として、近年、スマートフォンの普及率が最も高まっていることに加え、当該機器で容易に閲覧でき、消費者とダイレクトに繋がり、かつ拡散性があることから、各種マーケティングやブランディング等において SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じた情報発信が重要視されている。また、人間の脳に入る情報の約 8 割は視覚が担うことから、ビジュアルマーケティング手法による「縦型ショート動画」の重要性が高まっている。

このことから、今治市が有する産品や施策情報のプロモーションに向け、縦型ショート動画等の制作のみならず発信のためのアカウントの構築・運用も行うことで、視聴を通じ、幅広い層への今治産品や市政情報の認知度向上及び販路拡大に繋げることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

乙は、業務の目的等を十分理解し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

動画の制作にあたり、SNS を通じた情報発信に繋げるための手段・手法として単なる PR 動画ではなく、話題性を有し波及効果の高い企画・構成とし、紹介する今治産品や市政情報の認知度向上及び販路拡大に繋がりやすいテクニック等も取り入れること。また、プロポーザルでの提案内容を基に、甲と協議を行い、内容及び構成を決定すること。

(2) 撮影等

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は乙が実施するものとする。

- ①動画クリエイターは、産品や市政情報のジャンルに合わせたインフルエンサーで、5 万人以上のフォロワー等を有し、ターゲット層に対し今治産品や市政情報の魅力をインパクトのある企画や撮影テクニック等により撮影し縦型ショート動画等にまとめるスキルを有する人物を起用すること。（複数名のクリエイター起用可）
- ②出演者（ナビゲーター）は今治市にゆかりのあるタレント等の起用が望ましい。
- ③資料、素材の収集
- ④肖像権や著作権に係る必要な手続き（撮影、編集、納品後の加工、放映〔SNS 等への掲載、テレビ局等への提供・貸与を含む。〕にあたり肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
- ⑤使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ⑥制作した動画は、可能な範囲で起用するインフルエンサー自身の SNS 等でも配信す

ること。

(3) 編集

必要に応じ、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。また、動画の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。なお、動画の内容は次のとおりとする。

- ①制作する動画は今治産品や市政情報の認知度向上及び販路拡大に繋がる内容とすること。なお、撮影する時期等は甲と協議のうえ決定すること。
- ②動画は縦型とし、SNS等で配信しやすい仕様とすること。また、本業務目的に資する提案企画で縦型動画と連動させるものであれば、一部動画は横型も可とする。
- ③各動画の冒頭は目を引くキャプション等を入れること。(必要に応じサムネイル画像も作成すること)
- ④コンプライアンスを遵守し、音楽(BGM)、字幕、コンピューターグラフィックス、イラスト等を適宜挿入すること。

(4) 制作本数及び再生時間

- ①動画は10本以上制作すること。(産品7本、観光2本、子育て情報1本程度を目安)
- ②各動画の再生時間は各SNSの特性を踏まえて最適な時間に設定すること。

(5) SNSアカウントの開設及び管理・運営

- ①開設するSNSアカウントは「Instagram」及び「TikTok」の2種類とする。
- ②開設アカウントの運用方針並びに両アカウントが連動し相乗効果を生む戦略を立てること。
- ③開設アカウントの初期設定及び効果的なプロフィールや画像を作成すること。

(6) 成果物の納品

- ①縦型動画の規格は9:16とし、フルハイビジョン(1080×1920ピクセル)映像とする。なお、横型動画を提案する場合は、縦型動画と同レベルの規格とすること。

- ②動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

ア. DVDディスク・・・1枚(各動画の各形式の全てを1枚に格納したもの)

※制作した動画は今治市及び関連機関等のSNSアカウント(Instagram、TikTok、YouTube等)でも使用することを想定しており、形式は各媒体で配信可能な形式(WMV、MPEG4、MOV等)とすること。

イ. DVDディスク・・・2枚(全ての動画を1枚に格納しプレイヤー等で再生可能なもの)

ウ. USBメモリ・・・1個(上記アと同データ)

- ③各種イベントで使用可能なデジタルサイネージ(縦横可動式)を納品すること。

サイズ: 32型以上

台数: 1台

(7) 成果物の不備

本業務終了後、乙の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、甲の指示により乙の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5. データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

乙は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また発注者が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 複写・複製の禁止

乙は、本契約に基づく業務を処理するため、甲から提供された資料等を甲の許諾なく複写または複製してはならない。

(3) 事故発生時における報告業務

乙は、業務の関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを甲に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(4) 著作権の帰属

甲へ納品した成果物に係る一切の権利は今治市に帰属する。

(5) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は乙の責任において対応し、甲は責任を負わない。

(6) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合は、甲は映像や画像の差し替え等の編集を行えるものとする。

6. 再委託の可否

乙は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、事前に書面にて再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記し、甲の承諾を得ること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定する。

8. 問い合わせ先

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

今治ブランド戦略会議事務局

(今治市産業部産業政策局 i. i. imabari!推進課ブランド戦略係 中田、石井)

電話：0898-36-1554 (内線 343-05) / E-mail: iiimabari@imabari-city.jp